

○庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成28年3月23日条例第12号

庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、庄原市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(位置)

**第2条** 消費生活センターの位置は、庄原市中本町一丁目10番1号とする。

(センター長及び職員)

**第3条** 消費生活センターには、事務を掌理するセンター長及び事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

**第4条** 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされたものを含む。次項において同じ。）を消費生活相談員として置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者を消費生活相談員として置くことができる。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

**第5条** 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(職員に対する研修)

**第6条** 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

**第7条** 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀

損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

**第 8 条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。